

3 初児生第 3 6 号
令和 4 年 3 月 1 日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各国立大学法人担当部課長
附属学校を置く各公立大学法人担当部課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
江口 有隣
(公印省略)

令和 3 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に
関する調査について (依頼)

文部科学省においては、別紙 1 の実施要項に基づき、標記の調査を実施いたします。
については、標記の調査の趣旨等を踏まえ、下記の事項に御留意の上、調査の実施につき御理
解・御協力願います。

記

- 1 調査票の記入に当たっては、以下の点を踏まえ、それぞれの調査項目に示されている基準
や例示等に基づいて、学校や教育委員会等が把握したものを基に行うこと。
 - ① 各学校や教育委員会等が回答する調査項目については、別紙 2 を参照すること。
 - ② 別紙 3 (別添を含む) 及び調査票については、必ず各学校まで送付すること。
 - ③ 令和 2 年度調査からの主な変更点については別紙 4 の「新旧対照表」を参照のこと。
 - ④ 調査票は、電算処理による自動集計を行うので、提出するデータについては、シート及び
セルの変更、加除等の加工は行わないこと。
- 2 いじめの認知に関しては、平成 2 8 年 3 月 1 8 日付け 2 7 初児生第 4 2 号「いじめの正確
な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について (通知)」で通
知したとおり、いじめへの対応の第一歩として、いじめられた児童生徒の立場に立っていじ
めを積極的に認知するよう、学校の設置者及び学校に対して、必要な指導、助言を徹底して
行うこと。
- 3 調査票 (調査 I ~ VIII) は、令和 4 年 5 月 3 1 日 (火) までに、当課宛て電子メールにて提
出すること。

(本件連絡先)
文部科学省初等中等教育局
児童生徒課生徒指導室 生徒指導調査分析係
電話番号 03-5253-4111 (内線 3057, 3208)
e-mail s-bunseki@mext.go.jp